

マージン率等に係る情報提供

有限会社 トータルキヤドエンジ

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間: 令和7年4月～令和8年3月

- 派遣労働者の数(令和8年3月31日付) 3名
- 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 2社
- 労働者派遣に関する料金の平均額(8時間換算) 36,769円
- 派遣労働者の賃金額の平均額(8時間換算) 22,353円
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を
控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 39.2%
- 法第30条の4第1項の労使協定 締結している(終期 令和9年3月31日)
協定対象派遣労働者の範囲: 機械製図工
- キャリア・コンサルティング相談窓口の連絡先
有限会社 トータルキヤドエンジ 代表取締役 柳田憲弘 e-mail n-yanagita@tcej.jp
- 教育訓練に関する事項(下記は経験年数3年未満の社員に対して行う研修である)

教育訓練の 種 類	対象者	実施人数	方法	実施主体	期間	費用負担
3次元CAD操作訓練	派遣労働者	対象者なし	Off-JT	弊社	8時間	なし

9. 弊社マージン部分については、下記の内容が含まれます。

☐ 法定福利費(社会保険料・労働保険料等の会社負担分)
☐ 年次有給休暇取得の賃金
☐ 一般健康診断
☐ 派遣事業に係る営業費用及び運営費用
☐ 営業利益